

「マイナンバー」いよいよ来月、通知スタート

申請・交付スケジュール

10月	10月～12月	(平成28年)1月～
マイナンバーの付番	マイナンバーの通知と「個人番号カード交付申請書」が郵送される	市町村から交付準備ができた旨の通知書が送付され、市役所・町役場の窓口で本人確認書類を提示し受け取る

いよいよ10月、日本に住民票がある国民1人1人に、12桁の個人番号が付く「マイナンバー」の通知が始まります。この個人番号は、税と社会保障の共通番号として10月5日を基準に住民票の住所へ世帯ごとに簡易書留で「通知カード」として郵送されます。住民票と異なる住所に住んでいる人は受け取ることができない可能性があります。事前登録することで、実際の住所で受け取ることもできます。なお、今回の簡易書留は、①「通知カード」のほかに、②「個人番号カードの申請書と返信用封筒」、③「マイナンバーについての説明書類」が入っている大事な書類です。間違えて捨てないように注意しましょう。

また、知らない会社から電話でマイナンバーに関して聞かれたり、連絡があることは、決してありませんので、注意しましょう。

このマイナンバーは今後一生使うことになります。例えば、確定申告書や給与所得の源泉徴収票、社会保障の届け出や申請、生活保護・児童手当の申請、日本学生支援機構奨学金の申請など、マイナンバーの記入が必要になります。ちなみに、マイナンバーを記入した書類を提出する際には、本人確認が必要なので、運転免許証やパスポートなどの身分証明を提示すると思いますが、上記の「個人番号カード」を作成しておくことでマイナンバーが記載されている身分証明になるので、運転免許証などの提示は不要です。「個人番号カード」の作成は無料で、今回の簡易書留に入ってくる「個人番号カードの申請書」に署名または記入押印をし、顔写真を貼付して返信用封筒で郵送するか、スマートフォンで顔写真を撮影し、オンライン申請も可能だそうです。申請した「個人番号カード」は、平成28年1月以降、本人が

市・町役所の窓口で受け取ります。身分証明書として利用できる「住民基本台帳カード」は、発行が廃止になり、有効期間は10年ですが、「個人番号カード」の申請で切り替わります。

マイナンバーは「行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤として導入される」とされています。本来のメリットはマイナンバーの利用範囲が拡大されることで生まれてきます。例えば医療分野なら、初めて行った病院であいまいな過去の記憶を頼りに問診に答えたり、毎月保険証を提示することなく、医師が過去のカルテを参照しながら診断する環境ができたりするでしょうし、手間がかかる相続手続きも少し簡素化できるでしょう。

しかしマイナンバーの利用では、やはり情報の保護や「なりすまし」も心配です。個人情報を保護するルールとして、先ほどの「個人番号カード」の交付時やマイナンバー確認の際に厳格な本人確認が規定され、「個人番号カード」の偽造が発覚する仕組みになっているそうです。また、政府や国が個人情報を勝手に使うのではないかとこの点も心配ですが、情報は一元管理せず分散管理の方法で、やり取りも勝手に行うことができない仕組みになっているようです。

平成28年1月からスタートするこの制度が、本当に国民にとってメリットがあるものにするために、マイナンバーの利用拡大や個人情報の保護にまずは関心を持ち、しっかり監視し、見守っていく必要があります。



暮らしのマネープラン相談センター 所長
サードファイナンスプランナー

高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 …………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 …………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

☎076-232-2038

要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/>

●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00

知らないきや損する

いしかわ暮らしのマネープラン